

鈴鹿市上下水道局公告第8号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により次のとおり
鈴鹿市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定をしたので、鈴鹿市上下水道局指定
給水装置工事事業者規程（令和元年鈴鹿市上下水道局管理規程第6号）第6条の規定
により公告する。

令和8年4月30日

鈴鹿市上下水道事業管理者 渥美良雄

名称	所在地	指定年月日
株式会社YASAKA	津市高洲町1088	令和8年4月30日